

令和2年度 事前評価点検表（内部評価）

1 事業概要

事業名	西野（1）地区急傾斜地崩壊対策事業	
担当部署	都市整備部河川室河川環境課砂防グループ（連絡先 06 - 6944 - 9302）	
事業箇所	堺市東区西野	
事業目的	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、がけ崩れ災害から、府民の人命を守るため、がけ崩れの恐れのある急傾斜地において急傾斜地崩壊防止施設を設置し一級河川西除川 190m、人家 10 戸、要配慮者利用施設を保全する。	
事業内容	急傾斜地崩壊対策工 法枠工 L=190m	
事業費	全体事業費：約 9.5 億円（国：4.28 億円、府：4.28 億円、受益者負担金：0.95 億円） （内訳）調査費等約 0.3 億円 用地費 約 0.0 億円 工事費 約 9.2 億円	
	【事業費の積算根拠】 近年実績による	【工事費の内訳】 法枠工 約 9.2 億円
事業費の変動要因	—	
維持管理費	—	
関連事業	なし	

2 事業の必要性等に関する視点

上位計画等における位置付け	大阪府都市整備中期計画（案）[H28.3]
優先度	本箇所は小崩落がある等災害発生の危険度も高く、西除川、人家、要配慮者利用施設が保全対象であることから、災害発生時の影響度も高い、よって、急傾斜地崩壊防止施設を整備する優先度が高い。
事業を巡る社会経済情勢等	<p>本箇所は一級河川西除川 190m、人家 10 戸、要配慮者利用施設を保全対象に有する急傾斜地である。一級河川西除川については、当該急傾斜地が崩壊した場合に河道閉塞による災害につながるリスクがある。また、斜面上部には人家及び要配慮者利用施設が近接しており、斜面崩壊により、斜面上部の人家及び要配慮者利用施設への被害が甚大になる恐れがある。</p> <p>〔災害発生の危険度〕 当該急傾斜地では、小崩落が発生するなど今後の降雨により斜面崩壊が発生する危険性が高い。</p> <p>〔保全対象〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 一級河川西除川 190m 人家 10 戸 要配慮者利用施設 1 箇所
地元の協力体制等	地元の要望を受けて事業に着手。防災事業として認識されており、事業に対する全面的な協力を得ている。また、受益者負担金については協議済みである
事業の投資効果 <費用便益分析> または <代替指標>	<p>【効果項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産被害抑止効果 人身被害抑止効果 <p>【分析結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> B/C=1.09 B=9.30 億円 C=8.54 億円 <p>【算出方法】</p> <p>国土交通省水管理・国土保全局砂防部「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」（平成11年8月）</p> <p>【受益者】</p> <p>土砂災害警戒区域内住民、施設管理者及び利用者</p>

<p>事業効果の 定性的分析 (安心・安全、活力、 快適性等の有効性)</p>	<p>【効果項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心：対策施設の整備により、要配慮者利用施設の利用者や居住者の安心感が向上する。 ・安全：対策施設の整備により、一級河川西除川の安全性が飛躍的に向上する。 ・活力、快適性：対策施設の整備により、一級河川の河道閉塞による災害のリスクを軽減する。 <p>【受益者】</p> <p>土砂災害警戒区域内住民、施設管理者及び利用者</p>
---	---

3 事業の進捗の見込みの視点

<p>事業段階ごとの 進捗予定と効果</p>	<p>令和3年度 測量・地質調査・詳細設計 令和4年度 工事着手 令和8年度 工事完了（予定）</p>
<p>完成予定年度</p>	<p>令和8年度</p>

4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

<p>代替手法との 比較検討</p>	<p>本箇所の斜面においてがけ崩れの被害を防ぐには、斜面の崩壊を直接防止する法面工以外の工法は無い。</p>
------------------------	--

5 特記事項

<p>自然環境等への 影響とその対策</p>	<p>本箇所の斜面においては掘削範囲を最小限にするなど、自然環境への影響を極力軽減する予定である。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>本事業によるハード対策に加え、ハザードマップを用いた防災訓練などのソフト対策による住民の安全・安心の充実を図る。</p>

6 評価結果

<p>評価結果</p>	<p>○事業実施 <判断の理由></p> <p>本箇所は一級河川西除川 190m、人家 10 戸、要配慮者利用施設を保全対象にする急傾斜地である。当該急傾斜地が崩壊した場合には一級河川西除川が河道閉塞し、洪水などの災害につながるリスクがある。また、斜面上部には人家及び要配慮者利用施設が近接しており、斜面崩壊により、斜面上部の人家及び要配慮者利用施設への被害が甚大になる恐れがある。これらを保全する目的で急傾斜地崩壊防止施設を整備する必要があるため「事業実施」とする。</p>
-------------	--

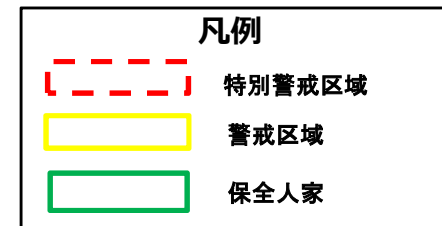
令和2年度 事前評価 (西野(1)地区急傾斜地崩壊対策事業)

事業箇所図



告 広告について ヘルプ フィードバック

平面図



- 【保全対象】
- ・一級河川西除川 190m
 - ・要配慮者利用施設
 - ・人家10戸

現況写真



斜面の状況



保全対象：要配慮者利用施設

標準断面図

